

燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画(素案)に対する パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する市の考え方

1. 意見の募集期間

令和5年12月6日(水)～令和5年12月26日(火)まで

2. 意見の提出

人数3人、件数10件

3. 意見の内容と市の考え方

以下の表のとおり

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
1	全体	<p>【学生、高校生への将来に向けた支援の必要性について】</p> <p>10年ほど前から、保育園通園時に自閉スペクトラム症（以下ASD）、注意欠如・多動症（以下ADHD）、軽度知的発達症といったいわゆる発達障がい（正式には神経発達症という病名になっています）と診断され、早期に療育を開始し、小学校で特別支援学級や通級利用で適切に支援を受け、良好な成長をしている子どもたちが増えております。燕市の保育園、こども園、小学校と連携をとると、非常に熱心に子どもに関わり、対応されており、小学校までの支援はかなり良い体制が出来上がっていると実感しています。</p> <p>しかし、この子どもたちが中学に進学すると、学校生活、学習への適応が悪くなり、登校を渋ったり、不登校になる例が見受けられます。また、保育園、こども園、小学校と比較して、生徒に関わるスタッフの発達障がいへの理解がまだ浸透しておらず、不適切な言葉かけ、対応から傷ついた体験をしたという生徒、保護者からの相談を受けることも珍しくありません。発達の特性を持つ生徒の進路指導についても、教員により、知識、熱意のギャップを感じることがあります。</p> <p>せっかく小学校卒業までに手をかけて支援し、順調に成長した子どもたちが中学校で壁にぶつかり将来を閉ざされないように、中学校での発達障がいへの理解を深め、広</p>	<p>現在、本市の小中学校に勤務する教職員を対象に特別支援教育に関する研修を毎年行ってきております。また、今年度は特別支援教育に関する動画を作成し、本市の小中学校教職員がいつでも視聴できるようにすることで、特別支援教育への理解をより深めてもらうよう努めています。相談事業について、小学校においては、児童の様子で気になる点があるときは保護者に相談し、通級指導や医療等につなげるようにしています。また、中学校においても生徒の様子で気になる点があるときは、担任やSSW(スクールソーシャルワーカー)が保護者の相談に対応しております。加えて、今年度より中学校にも通級指導教室が設置されたことから一層の教育相談の充実を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見を参考に、本市の小中学校の教職員が特別支援教育、とりわけ発達障がいへの理解を深められるよう、研修の充実にも努めてまいりますとともに、保護者が相談の機会を適切に得られるよう、周知に努めてまいります。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
		<p>げるための講習会、相談会、相談事業等の機会を燕市として増やしていくことは出来ないものでしょうか。</p>		
2	全体	<p>【燕市で生まれ育った子どもが社会人として生きていくために】</p> <p>発達障がいの子どもの診療をしていると、その保護者にも同様の特性を見出すことが多々あります。特に、ASDの特性である「こだわりの強さ」、「マイペースさ」は職人としては必須の資質であり、当地の産業を支えている力の一つでもあると思います。</p> <p>保護者の中には、自身の特性を生かし、理解のある職場で力を発揮しておられる方も多くみられますが、「こだわりの強さ」、「マイペースさ」とともに「コミュニケーションの問題」を持っておられる方も多く、上司の無理解、同僚との不和などから離職、転職せざるを得なくなったという話も少なからず聞いています。また、障がい者雇用で就職したけれど、自身の障がいを十分に理解してもらえず、我慢して仕事をしていたという相談もありました。そして、通院されている子どもの保護者の多くは、自分の子どもが将来自立して生活していけるかとい</p>	<p>本市では、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労の促進に向けた支援を行うとともに、障がいや障がいのある人に対する普及啓発・理解促進にも取り組んでまいりました。</p> <p>今後は従来 of 取組に加え、障がいのある人をどのように受け入れたら良いかわからずに、障がい者雇用を躊躇している企業などを対象に、障がい者雇用を上手く進める上でのノウハウを習得し、成功事例を活用・共有できるような研修をハローワークなどの関係機関と協力・連携して進め、障がいのある人の雇用環境の一層の充実に努めてまいります。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
		<p>う大きな不安を抱いておられます。現状では、中学卒業後、高校卒業後の進路がなかなか見えてこない状況だと感じています。</p> <p>これらの経験から、特性を持つ方々がその力を十分に発揮して働けるように、また、特性のある子どもたちがその特性の良い面を生かして、生まれ育った燕市で社会人として職を得て、充実した社会生活が送れるように、さらに安心、安全に働ける障がい者雇用を増やしていくための体制づくりが必要だと考えます。</p> <p>そのためには、市役所職員はもちろん、これからの燕市の商業、工業、農業などすべての産業を担っていく経営者などのリーダー（商工会など）に、もっと発達障がいの知識を持ってもらい、積極的に雇用し、人材を育成していけるように、まずは発達障がいについての理解を深め、広げるための機会を作っていく必要があると考えます。現在も行っているのであれば、より広めていく必要があると思います。</p> <p>燕市で生まれ育った子どもたちが、切れ目のない支援でそれぞれの特性を周囲に理解され、生かしていくことが出来れば、燕市に定住し、充実した人生を送れると考えます。</p>		

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
3	16 ページ ■ 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況 ■ 1 障がい福祉の状況 ■ (1) 障がいのある人の状況	障がい者が増加傾向で支援区分6が多い状況で、生活介護の件数が4件は少ないと思う。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本市としては障がい福祉サービスの充実を図るため、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスを提供できるよう、引き続き適切な量の確保と質の向上に努めるとともに、安定した利用定員を確保するため、基準該当事業所や共生型サービスの確保に努めます。	無
4	19 ページ ■ 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況 ■ 2 アンケート調査の概要 ■ (2) アンケート結果の概要	6歳から8歳 24.7%の状況で多い状況ですが、これだけ多いにもかかわらず未だ月々岡特別支援学校行きのバスを保護者が運営しているなんて、市の方で運営していただけないものか？	月々岡特別支援学校行きのスクールバスについては、バスを利用する保護者が主体となり、学校行事予定に沿った乗車児童生徒のシフト表などの作成を行い、また燃料費を負担して運営しております。市としては所有する車両を提供し、運行事業者への運行業務委託料について費用負担しています。今後についても、本市がバスを提供し、運行業務委託料の費用負担を継続することで、バスを利用する保護者を支援してまいります。	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
5	<p>24 ページ</p> <p>■ 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況</p> <p>■ 2 アンケート調査の概要</p> <p>■ (2) アンケート結果の概要</p>	<p>1 歳 7 ヶ月から 3 歳までが 49.5% に対して、気づく方が医師 12%、保健師 7.2% とありますが、この時期は健診など、医師や保健師との関わりは多いはずなのにこのパーセンテージは低すぎる。どれだけ市内に専門家がいなかったかがよく分かる。</p>	<p>発達障がい等の最初の気づきとしては、保護者が子育て中に感じる違和感や育てにくさ、同年代の子どもとの発達の違いなどがきっかけとなることが多い傾向です。</p> <p>これは、乳幼児健診や育児に関する相談会等において、発達の確認や保護者の気づきへの働きかけを丁寧に行っていることに加えて、近年、発達障がいメディアで取り上げられる機会が増加していることや、講演会等による啓発によって、障がいの様々な特徴が、社会や家庭において認知され始めたことなども要因として考えております。</p> <p>なお、本市でも、専門家の確保や医療体制の充実を課題として捉えており、先に述べたように、健診等による早期発見や気づきをきっかけに相談に来られた保護者への相談体制の充実、支援に繋ぐための取り組みを継続しながら、県に対して発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療体制の確保について要望しています。今後もこうした取組を継続して、発達障がいのある子どもの支援に努めてまいります。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
			す。	
6	30 ページ ■ 第 3 章 燕市障がい者基本計画 ■ 2 計画の基本目標 ■ (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	地域の中で安心して健やかに暮らせる街づくりですが、区分6の障がい者が多い中で入所施設が1件しか市内にないのは少なすぎると思う。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本市としては多様なニーズに対応した障がい福祉サービスを提供できるよう、引き続き近隣市町村と協力し、障がい福祉サービスの充実に努めます。	無
7	62 ページ ■ 第 3 章 燕市障がい者基本計画 ■ 5 施策の方向性（基本施策） ■ (2) 共	求人を見ても事業所をみてもどこも人手が足りていないようである。 また、男性の障がい者が多いので、やはり現場は男性職員が多い方が良いと考える。 職員を増やすためには、働きやすい環境と賃金アップかと思う。 最低賃金でしかもタイムカードがない事業所もある。 職員の働く環境を充実させることも基本計画を実行するにあたり大切かと思う。	ご指摘のとおり、障がい福祉現場の人材の確保・養成・定着は課題であり、職員の働く環境の充実は重要なことであると認識しております。 今後とも、障がい福祉サービス事業所等の実情や課題の把握に努め、事業所の職員の働きやすい環境づくりを支援してまいります。	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
	に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり			
8	<p>114 ページ</p> <p>■ 第 4 章 第 7 期燕市障がい福祉計画・第 3 期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■ 2 活動指標としての見込量</p> <p>■ (4) 発達障がい者等に対する支援の内容および見込量</p>	<p>(ペアレントトレーニング等の支援プログラムについて)</p> <p>継続して行っている非常に良いプログラムだと思えますが、平日の日中ということで、希望されても参加がかわない方もおられるようです。土曜日などの開催は難しいのでしょうか。</p>	<p>開催日程に関する保護者の声の中には、「土日に参加するには子どもの預け先が必要だが、慣れない人や場所に馴染みにくい子どもを預けるのが難しい」、「土日は家庭の用事で逆に参加しづらい」など、平日の日中を希望する声も寄せられています。</p> <p>保護者の様々なご意見やご希望を踏まえ、より多くの方が参加しやすい曜日や時間帯について検討するとともに、土曜日に開催される他の発達障がいに関する講座情報の一層の周知にも努めてまいります。</p> <p>【R5年度 土曜日開催の発達障がいに関する講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康講座 9/9(土) ・精神保健福祉フォーラム 10/14(土) 	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
9	<p>127 ページ</p> <p>■ 第 4 章 第 7 期燕市障がい福祉計画・第 3 期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■ 2 活動指標としての見込量</p> <p>■ (8) 地域生活支援事業の内容・実施に関する考え方および見込量と確保のための方策</p>	<p>「移動支援」について、支援内容の見直しもしくは表現の見直しを行う必要があると思います。</p> <p>燕市の移動支援は、移動の時の「付き添い」支援だと思います。重い障がいがある子どもの親が病気や怪我をして送迎ができなくなった時には、移動には福祉タクシー等を使うことが前提と聞きました(その際の費用負担は非常に大きく制度の利用は現実的ではないと思います)。国では「医療的ケア看護職員配置事業」として保護者の負担を減らすため、校外学習や登下校時の送迎車両に看護職員を同乗させることができるよう自治体に看護職員を配置することを支援する取組もあるとききましたが、燕市にはその前提となる「移動」支援そのものが、そもそもないのだと知りました。隣接する市では、移動支援で学校や事業所に通われているお子さんがいます(子どもが移動支援を利用できるので保護者は仕事を続けることができ喜ばれていました)。燕市にある事業所が、隣接する市から移動支援を使ったお子さんを受け入れている現状があります。</p> <p>もしこの支援内容とするのであれば、すでに一般的な「移動支援」のイメージとは異なっていると思います。表現を「移動の際の付き添い支援」とするべきではないかと思います。また、支援内容も「社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の付き添いを支援します。」ではないかと思います。外出の際の「移</p>	<p>移動支援は、障がい者総合支援法第 5 条第 26 項に規定される「移動支援事業」であり、表現は本市の事業実施要綱に即して記載しております。</p> <p>また、保護者が病気や怪我をして送迎ができなくなった場合には、移動支援が利用でき、一定の要件を満たせば移動支援事業での車両による移送も認めておりますので、ご理解いただければと思います。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
		動」ではなく、あくまでも「付き添い」であることを明確にした方がいいと思います。		
10	<p>129 ページ</p> <p>■ 第 4 章 第 7 期燕市障がい福祉計画・第 3 期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■ 2 活動指標としての見込量</p> <p>■ (8) 地域生活支援事業の内容・実施に関する考え方および見込量と確保のための方策</p>	<p>「訪問入浴サービス事業」について内容を検討していただきたい。</p> <p>「訪問入浴サービス事業」は、通所サービスを利用してする場合利用することができないと聞きました。通所サービスと併用する場合は医師の意見（入浴が必要な理由）が必要とのこと。「通所サービスを利用できない」ことが条件であるのならば、そのような記載が必要かと思えます。しかし、本来であれば、通所サービスを利用して社会参加する機会と、その人の尊厳、権利を守ることにもつながる入浴するということは、それぞれ当たり前前に保障されるべきものだと思います。燕市で、その人の尊厳が守られ、当たり前前の社会生活が送れるよう、状況に応じた柔軟な対応をお願いしたいと思います。</p>	<p>本事業は「通所サービスを利用している場合利用することができない」ということはなく、障がいのある人の個々の状況に応じて適切に判断し、柔軟に対応しております。</p> <p>本事業の対象者は「燕市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱」において次のとおりです。</p> <p>市内に住所を有する障がい程度が 1 級または 2 級の身体障がい者手帳を所持する障がい者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 居宅での入浴が、自力又は家族等の介助では困難な者</p> <p>(2) 施設で入浴することが困難な者</p> <p>(3) 医師が入浴することを認めた者</p>	無

